

## 令和2年度 新潟県医師養成修学資金貸与制度「重点コース（新潟大学医学部「地域枠」入学生枠）」のご案内

医師養成修学資金は、将来、新潟県内の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生に対し、新潟県が貸与資金を拠出し、(公財)新潟医学振興会が貸与するものです。

今回、新潟大学医学部医学科推薦入試「地域枠」(【参考】を参照)に合格し、入学される皆様に貸与する「重点コース(新潟大学医学部「地域枠」入学生枠)」修学資金貸与制度をご案内します。

【参考】新潟大学医学部医学科推薦入試「地域枠」出願要件(一部抜粋)

新潟県が設定する修学資金を受給するとともに、医師免許取得後、直ちに、新潟大学医歯学総合病院又はそれ以外の県内臨床研修病院で卒後臨床研修に従事し、引き続き新潟県が指定する医療機関に勤務(卒後臨床研修を含む9年間)することを確約できる者

### 貸与額・貸与期間・貸与人数・対象者等

貸与額	月額15万円 (年額180万円 6年間貸与総額1,080万円)
募集人員	22人
貸与期間	入学した年の4月から卒業の月まで(貸与期間は正規の修業年限に限ります。)
対象者	新潟大学医学部医学科推薦入試「地域枠」に合格して入学する新入生の方
所得制限	なし

### 申請書類等について

申請書類	<p>修学資金貸与に必要な申請書類及び添付書類等は、次の①及び②です。</p> <p>① 修学資金貸与申請書(第1号様式) ※ 保証人が必要です ② 合格通知書の写し</p> <p>(注) 提出申請書類は、修学資金貸与に関する目的以外の用途には使用しません。 また、提出された書類は返却しません。</p>
保証人	<p>申請には2人の保証人が必要です。 貸与を受けようとする者が未成年の場合は、保証人のうち1人を法定代理人とし、成人である場合は、保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる方とします。</p>

## 申請書の提出受付期間及び提出方法等

提出受付 期 間	<u>令和2年2月18日（火）から令和2年2月19日（水）まで</u>
提出方法等	<p>【合格者への申請書類の送付】 新潟大学から地域枠合格者に対して、合格通知書及び入学手続き書類の送付と同時に「新潟県医師養成修学資金貸与申請書（以下、「申請書」という。）」が送付されます。</p> <p>【申請書類等の提出方法】 申請書及び合格通知書の写しの提出は、新潟大学入学手続きと同時に行ってください。 なお、申請書等は2月19日必着で郵送してください。 ※ 郵送先については、合格者に送付する「令和2年度 新潟大学入学手続き案内」によりご確認ください。</p>

## 貸与決定等について

選考方法	書面等による貸与資格確認審査
貸与決定までのスケジュール（予定）	<p>申請書類等については、修学資金の貸与を行う（公財）新潟医学振興会で審査等を行った上で貸与者を決定します。貸与決定までのスケジュール（予定）は次のとおりです。</p> <p>～2月末頃 申請書類等の審査 （※ 必要に応じて申請書の補正等をお願いすることがあります）</p> <p>3月上旬 合格者に「申請書等受理（兼内容確認）通知書」を送付</p> <p>4月中旬 貸与決定（貸与決定通知書等を送付）</p> <p>4月末頃 1回目の修学資金の振込（以降、毎月振込）</p> <p>（注）上記スケジュールは、都合により、若干前後することがありますので、あらかじめご了承ください。</p>
その他留意事項	<p>修学資金貸与者を決定した場合、貸与者の決定状況（貸与決定者の大学名、性別、人数等）を公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。</p>

## 修学資金の返還の免除要件等

修学生が、次の条件をすべて満たしたときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。

医師免許	大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得すること。																														
臨床研修	医師免許取得後、直ちに、新潟大学医歯学総合病院又はそれ以外の県内臨床研修病院で卒後臨床研修に従事すること。																														
勤務する医療機関の指定等	卒後臨床研修修了後、直ちに指定する医療機関に勤務すること。																														
	<p>指定する医療機関は、県内の医師不足地域に所在する病院となります（注1・注2）。ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合は、上記以外の医療機関を指定することがあります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（注1）医師不足地域とは、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村などの地域をいいます。</p> <p>（注2）なお、義務年限に含まれるキャリア形成のための後期研修（2年間）は、原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設で行うこととなりますので、この限りではありません。</p> </div>																														
義務年限	9年間（卒後臨床研修を含む）																														
	<p>◎ 本コースの修学資金貸与を受けた場合の勤務（義務履行）パターン （卒業後のキャリアモデル例はQ&amp;Aの別紙参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学生</th> <th colspan="9" style="text-align: center;">義務履行期間 ・「地域枠」入学生の貸与期間は6年</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">6年間</th> <th style="text-align: center;">1</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">8</th> <th style="text-align: center;">9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">修学</td> <td style="text-align: center;">卒後臨床研修 (県内・2年間)</td> <td colspan="9">指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 義務年限の進行の停止 義務履行期間中の出産、県外・海外研修などやむを得ない理由により指定医療機関等での勤務が困難になった場合は、事前に承認を得ることで義務年限の進行を停止することができます。この場合、停止した期間は義務履行年限には算入されません。</p>	学生	義務履行期間 ・「地域枠」入学生の貸与期間は6年									6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	修学	卒後臨床研修 (県内・2年間)	指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能							
学生	義務履行期間 ・「地域枠」入学生の貸与期間は6年																														
	6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9																					
修学	卒後臨床研修 (県内・2年間)	指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能																													
地域医療実習	新潟県内で夏季休暇等を利用して行う地域医療に関する実習（2～3日間）に毎年（1年生～5年生まで）必ず参加すること。																														
本人の死亡等	修学中もしくは義務履行期間中に本人が死亡したとき、又は義務履行期間中に業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。																														

## 貸与の停止、休止及び保留等

貸与の 停 止	<p>修学生が次の①から⑤のいずれかに該当したとき以降の貸与を停止します。</p> <p>① 退学したとき。                  ② 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。                  ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。                  ④ 規則等に定められた提出書類を正当な理由なく提出期限までに提出せず、かつ規則等の遵守が期待できないと認められるとき。                  ⑤ その他、修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。</p>
貸与の 休 止	<p>留年又は休学し、又は停学の処分を受けたときは、これに該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。</p>
貸与の 保 留	<p>正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。</p>

## 修学資金の返還等

返還しな ければなら ない場合	<p>修学生は、次のいずれかに該当したときは、<u>貸与を受けた修学資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から1ヶ月以内に返還しなければなりません。</u></p> <p>① 修学資金の貸与が停止されたとき（前記「貸与の停止」参照）。                  ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。                  ③ 医師免許を取得後、定められた卒業臨床研修に従事しなかったとき。                  ④ 業務外の事由により臨床研修に従事又は指定医療機関に勤務しなくなったとき。</p>
返還利息	<p>返還利息は、各月の貸与額等について、その交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、<u>年10パーセントの割合で算定した額とします。</u></p>
延滞利息	<p>正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、<u>返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課されます。</u></p>
返還の 一部免除	<p>医師免許取得後、直ちに臨床研修に従事した場合において、その後、<u>義務の履行期間を満了する前に、指定医療機関等に勤務しなくなったときは、修学資金の返還の債務（利息の返還債務を含む。）の一部を免除することができます。</u></p> <p>（返還を免除できる額は、次のように計算します。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{「返還免除額」} = \text{「返還総額」} \times \left( \frac{\text{「従事勤務期間」}}{\text{「義務履行期間」}} \right)</math> </div>

## Q&A（重点コース（新潟大学医学部「地域枠」入学生枠））

Q1 地域枠学生は、他の学生と違う教育を受けるのですか？

A1 新潟大学では、全ての授業、実習から地域医療実習を含む臨床実習に至るまで、全く同じ内容を学習します。それとは別に、新潟県地域医療支援センター等が実施する地域枠の学生向けのセミナーや順天堂大学新潟県地域枠の学生や医師養成修学資金県外医学生枠の学生、自治医科大学の学生等と合同で行う夏季実習等に参加していただきます。

Q2 卒後2年間の臨床研修はどこで行うのですか？

A2 新潟大学医歯学総合病院又は県内の基幹型臨床研修病院で行うことになります。研修プログラムは自由選択であり、他の医学生同様に、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

Q3 臨床研修修了後の指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

A3 県内の医師不足地域に所在する病院から県が指定します。  
なお、医師不足地域とは、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村などの地域をいいます。

Q4 指定医療機関に、診療所は含まれますか？

A4 原則として診療所は含まれませんが、地域の中核病院に勤務し、週1回程度、診療所等に派遣されるケースは想定されます。

Q5 義務履行期間（勤務指定期間）の勤務については、どのようなイメージになりますか？

A5 別紙のモデル例のようなイメージになります。  
一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能です。

Q6 診療科の選択に制限はありますか？

A6 返還免除の条件としては、皆さんが将来目指す診療科について、特に制限は設けていません。  
ただし、どの診療科に進むにしても、臨床研修修了後2年間は、地域医療を主体とした医療に従事してもらうこととなります（希望診療科への入局自体は可能です）。その後、卒後5年目からは、希望する診療科の医師として大学等で研修（2年間）を積み、残りの義務年限の期間をその診療科の医師として地域の指定医療機関で勤務することとなります。

Q7 専門医にはなれますか？

A7 専門医を取得する課程は診療科によって多少異なりますが、卒業後5年目から2年間は、大学等の専門研修基幹施設で研修ができますし、その後も地域で各診療科医師として勤務しますので、9年間の義務年限中に取得することは可能です。

Q8 大学院への進学は可能ですか？

A8 可能です。大学院の期間は通常4年になりますが、臨床を離れ実験等の研究に専念する期間については、義務の期間を一旦停止し、後に延ばすことで、研究期間を取れますし、臨床を行いながらできる期間については、義務年限を継続しながら、大学での研修や地域病院での勤務と併せて行うことも考えられます。

また、臨床を行いながら進学できる社会人入学の場合は、義務期間中の勤務をしながら行うことができます。

Q9 海外留学や県外研修は可能ですか？

A9 可能です。所属する医局の推薦があり、新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合には、義務の期間を一旦停止して、海外留学等することは可能です。

Q10 結婚して出産した場合、産前・産後休暇や育児休暇はとれますか？

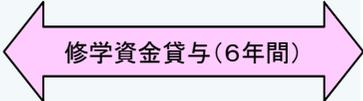
A10 産前・産後休暇については、義務年限内で取得することが可能です。

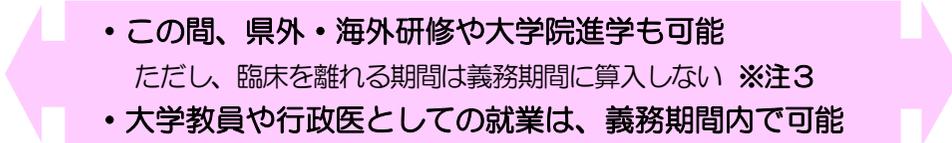
また、診療に従事せず育児に専念する育児休暇についても、義務の期間を一旦停止して取得することが可能です。

Q11 2年間の後期研修は、県外の病院で研修することも可能ですか？

A11 義務年限の9年間はあくまでも新潟県内の病院に勤務することが条件になりますので、原則として県外で後期研修を行うことは認められません。どうしても県外の病院で研修をしたい場合は、県外研修として新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合に限り、義務の期間を一旦停止して行うことになります。

## 卒業後のキャリアモデル例(Q&AのA5の別紙)

年数	医学部在学年数						卒後年数（勤務指定期間9年間（貸与6年×1.5））										
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
区分							臨床研修		指定勤務 (地域医療)			後期研修 (指定勤務)			指定勤務		
想定される勤務先等	医学部医学科6年間						新潟大学医歯学総合病院又は県内の臨床研修病院		医師不足地域の病院 ※注1			原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設 ※注2			医師不足地域の病院・診療所 ※注1		
研修内容等	1～5年生の間、修学生合同夏季実習に参加し、地域病院を体験						研修プログラムは自由選択 (ただし、3年目以降の勤務を想定した選択が望ましい)		診療科に関わらず、地域医療を主体とした医療に従事し、幅広い診療能力を養成			選択した診療科で、高度・多様な症例等を経験する後期研修			選択した診療科の医師として経験を積みながら、地域で診療能力を向上		
具体的な勤務先の決定方法							本人が選択 (医師臨床研修マッチングに参加)		県が指定 (本人ヒアリングを実施、医局入局は可)			県が指定 (医局等と相談の上、本人が選択し、県が指定)			県が指定 (本人ヒアリングを実施、医局等の意見を聴取)		

- 
- この間、県外・海外研修や大学院進学も可能  
ただし、臨床を離れる期間は義務期間に算入しない ※注3
  - 大学教員や行政医としての就業は、義務期間内で可能

注1) ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合はこの限りではない。

なお、医師不足地域とは、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村などの地域をいう。

注2) 「原則として」の運用については、「むやみに例外の適用を拡大しないこと」とする。「原則によりがたい」場合は個別に協議する。

注3) 育児休業・介護休業を取得した期間は義務期間に算入しないが、産前産後休暇を取得した期間は義務年限に算入する取扱いとする。

## 医師養成修学資金貸与規則等について

医師養成修学資金貸与制度の実施については、本書のほか、医師養成修学資金貸与事業実施規則及び同実施規程（以下「貸与規則等」という。）によります。

貸与規則等は、(公財)新潟医学振興会ホームページ(<http://www.niigata-mf.or.jp/>)及び新潟県ホームページ（掲載ページURL等は下表のとおり）からご覧いただけます。

掲載ページURL等	【URL】 <a href="https://www.ishinavi-niigata.jp/support/scholarship-system/training-scholarship/">https://www.ishinavi-niigata.jp/support/scholarship-system/training-scholarship/</a>	【QRコード】 
貸与規則等	上記ページの下段「貸与規則等」に掲載されている <ul style="list-style-type: none"><li>・医師養成修学資金貸与事業実施規則（PDF ファイル）</li><li>・医師養成修学資金貸与事業実施規程（PDF ファイル）</li><li>・医師養成修学資金貸与事業各種様式（PDF ファイル）</li></ul> によりご確認ください。	

## 修学資金制度についてのお問い合わせ先

修学資金制度の詳細についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

※ 申請書類等の提出先ではありませんのでご注意ください。

○ 公益財団法人新潟医学振興会

〒951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757（新潟大学医学部内）

TEL：025-227-2176 FAX：025-225-5555

E-mail：medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

URL：http://www.niigata-mf.or.jp/

○ 新潟県でもお問い合わせに応じていますので、お気軽にご照会ください。

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

TEL：025-285-5511(内2583) ダイヤル：025-280-5960

FAX：025-280-5641 E-mail：ngt040290@pref.niigata.lg.jp

URL：https://www.ishinavi-niigata.jp/